

# 東京都ソーシャルファーム賛同企業・団体募集要項

公益財団法人東京しごと財団（以下「東京しごと財団」という。）は、東京都が進めるソーシャルファームの創設及び活動の促進の取組に賛同する企業・団体を募集します。

## 1. 目的

東京都が進めるソーシャルファームの創設及び活動の促進の取組に賛同する企業・団体を登録することで、ソーシャルファームの創設を目指す事業者やソーシャルファームを支援する団体の裾野を広げ、東京にソーシャルファームの普及を図ることを目的とします。

東京都が進めるソーシャルファームの創設及び活動の促進の取組は、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づいています。

【参考】（条例 第 10 条（ソーシャルファームの創設及び活動の促進））

都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

## 2. 対象となる企業・団体

以下の(1)～(4)をすべて満たす企業・団体

- (1) 東京都が進めるソーシャルファームの創設及び活動の促進の取組に賛同していること
- (2) 以下のア～エのいずれかに該当していること
  - ア ソーシャルファームの創設・運営を検討していること
  - イ 就労に困難を抱える方の雇用を実施もしくは検討していること
  - ウ 就労に困難を抱える方の就労支援等を行っていること
  - エ ソーシャルファームの普及への協力、社員や会員等への情報提供などが可能であること
- (3) 以下のア～オの全てを満たしていること
  - ア 過去 5 年間に、以下に該当していないこと。
    - (ア) 刑事罰、営業停止処分を受けた
    - (イ) 労働基準監督署により検察官に送致された
    - (ウ) 消費者庁の措置命令があった
    - (エ) (ア)～(ウ)と同等以上の法令違反であると判断される状態にあった

- イ 労働関係法令について、違反していないこと。
  - ウ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属していないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
  - オ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (4) 誓約書の全ての項目を誓約していること

### 3. 申込方法

下記提出書類(1)～(4)のデータを添付し、メールでお申込みください。申込は随時受け付けています。メールの題名は、「賛同企業・団体登録申込（企業・団体名）」として下さい。メールの宛先は、「7. 申込先・問い合わせ先」にある通りです。

#### 【提出書類一覧】

提出書類	内容
(1) 東京都ソーシャルファーム賛同企業・団体登録申込書 (wordのままご提出下さい)	ホームページよりダウンロードしてください。 <a href="https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/sandou/">https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/sandou/</a>
(2) 誓約書 (word 又は PDF でご提出下さい)	ホームページよりダウンロードしてください。 <a href="https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/sandou/">https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/sandou/</a>
(3) 企業・団体概要がわかるもの (原則として PDF でご提出下さい)	ホームページの写し、会社案内等
(4) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）のうち、法人名、法人所在地、代表者の氏名、謄本発行日が分かる頁 (右記ア、イ、ウ) (原則として PDF でご提出下さい)	ア. 表紙 (法人名、所在地記載頁) イ. 役員に関する事項 (代表者の氏名記載頁) ウ. 最終頁 (謄本発行年月日記載頁)
※ 法人登記がない任意の団体等の場合には、団体の設立規約等の該当頁	法人名、法人所在地、代表者の氏名の記載内容が直近のもので、かつ発行後1年以内のものとしします。 (既存のものを PDF 化して頂いても構いません。)

#### 4. 審査方法

東京しごと財団にて書類審査を行います。なお、提出された書類の内容について疑義が生じた場合は、東京しごと財団より電話またはメールにて確認のため連絡を行う場合があります。

#### 5. 申込企業・団体への通知

上記4. の審査の結果は、メールでお知らせします。

#### 6. 「東京都ソーシャルファーム賛同企業・団体」への情報提供

下記の情報をメールでお知らせします。

- (1) 東京都の認証ソーシャルファームの募集等に関する情報
- (2) 東京しごと財団が実施するソーシャルファームセミナー等に関する情報
- (3) その他東京都又は東京しごと財団が実施するソーシャルファームに関するイベント等の情報

#### 7. 申込先・問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 ソーシャルファーム支援センター  
(申込先)

Email : [socialfirm-sandou1@shigotozaidan.or.jp](mailto:socialfirm-sandou1@shigotozaidan.or.jp)

(問い合わせ先)

TEL : 03-5211-1600 (受付時間：月曜～金曜 10時～12時、13時～17時)

※土曜・日曜・祝日・年末年始をのぞきます

#### 8. その他

- (1) 「東京都ソーシャルファーム賛同企業・団体」の企業・団体名を公表することがあります。
- (2) 情報提供が不要になった場合や、登録内容が変更になる場合、登録を取り消したい場合等は、メールにてご連絡ください。
- (3) 東京しごと財団は、賛同企業・団体が「2. 対象となる企業・団体」の要件を満たさなくなった場合等には、登録を取り消すことがあります。
- (4) 東京しごと財団は、賛同企業・団体の承諾を得ることなく、本要項を変更、中止または廃止することができるものとします。
- (5) 賛同企業・団体は「東京都ソーシャルファーム賛同企業」または「東京都ソーシャルファーム賛同団体」の名称を利用することができます。ただし、利用する場合には、東京都認証ソーシャルファームとの誤解を与えることがないようにご留意下さい。